

さいたま市監査委員告示第64号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年1月6日付けさいたま市監査委員告示第1号で公表した定期監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和4年6月7日

さいたま市監査委員	大 内 美 幸
同	工 藤 道 弘
同	傳 田 ひろみ
同	神 坂 達 成

指摘事項等措置報告書

水道局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務 行政財産の目的外使用許可（さいたま市水道総合センター）に係る施設光熱水費等負担金において、施設に係る損害保険料の算定を誤っていたので、適正な事務処理を行うべきである。 【水質管理課】</p> <p>2 支出事務 パートタイム会計年度任用職員に対する賞与引当金において、引当金の要件を満たすにもかかわらず設定されていなかったため、地方公営企業法施行令第9条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【水道総務課】</p> <p>3 契約事務 (1) 文書廃棄業務（単価契約）委託において、仕様書中、業務の一部委任ができる規定を設けていないにもかかわらず、受託者以外が業務の一部を行っていたので、さいたま市水道局業務委託契約基準約款第5条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【水道総務課】</p> <p>(2) 水道局営業系業務委託において、次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、適正な事務処理を行うべきである。 ・さいたま市水道局契約事務規程第24条及び第35条に基づく予定価格を定めていなかった。</p>	<p>1 収入事務 施設に係る損害保険料の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を徴収しました。 【水質管理課】</p> <p>2 支出事務 令和3年度より、地方公営企業法施行令第9条に基づき、パートタイム会計年度任用職員に対する賞与引当金の繰入れを行いました。 【水道総務課】</p> <p>3 契約事務 (1) 令和4年度の文書廃棄業務委託契約の仕様書に、さいたま市水道局業務委託契約基準約款第5条第3項に基づく規定を設けるように改めます。 【水道総務課】</p> <p>(2) 予定価格及び見積の執行については、さいたま市水道局契約事務規程等に基づき適正に行うよう課内職員に周知徹底いたしました。今後は、適正な事務処理を行います。 【営業課】</p>

・さいたま市水道局業務委託執行事務取扱要綱第35条に基づく見積の執行をしていなかった。

【営業課】

4 意見

(1) 契約事務について

さいたま市水道局事務分掌規程において、業務委託契約に係る契約事務は、管財課が担当することとなっているが、今回指摘した水道局営業系業務委託においては、公募型プロポーザル方式での実施となり、契約事務を円滑に執行する必要があることを考慮し、業務所管課である営業課が契約事務を行った。このため、組織における基本的な内部統制機能である確認体制が十分に機能せず事務処理ミスが発生した。

契約事務における事務処理ミスは事業の執行に影響を与え、契約相手方にも影響が出ることから、管財課が契約事務を行わない場合でも、確認体制の強化を図り、実効性のある内部統制体制の構築に努められたい。

4 意見

(1) 契約事務について

業務委託契約において、契約業務を円滑に執行する必要等で、管財課が契約事務を行わない場合においても、今後は決裁文書に必ず管財課の合議を取る旨周知しました。引き続き確認体制の強化を図ってまいります。

【管財課】